

国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程

平成16年4月1日制定

令和4年6月6日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学(以下、「法人」という。)の組織及び運営については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(役員)

第2条 法人に次の役員を置く。

(1) 学長

(2) 理事 4名以内

(3) 監事 2名

2 法人が、1名以上の非常勤の理事(その任命の際に現に法人の役員又は職員でない者(以下「学外者」という。)に限る。)を置く場合は、前項第2号に規定する理事の人数は、5名以内とする。

(学長の職務)

第3条 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第3項の規定に基づき、校務をつかさどり所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務)

第4条 理事は、学長の定めるところにより職務を分担し、学長を補佐して法人の業務を掌理する。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した理事がその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

(監事の職務)

第5条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 法人の業務を監査すること。

(2) 監査の結果に基づき、必要に応じ、学長又は文部科学大臣に意見を提出すること。

(役員任命等)

第6条 学長の任命は、次条に規定する学長選考・監察会議の選考により、法人の申し出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 学長の選考方法、任期等については、別に定める。

3 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する。

4 理事の任命に当たっては、学外者が2名以上(学外者が学長に任命されている場合

にあつては1名以上) 含まれるようにしなければならない。

5 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、理事の任期の末日は、任命する学長の任期の末日以前とする。

6 理事が欠員となった場合の後任の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

7 監事は、文部科学大臣が任命する。

(学長選考・監察会議)

第7条 学長の選考及び解任について審議するため、学長選考・監察会議を置く。

2 学長選考・監察会議について必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第8条 法人に、重要事項を議決する機関として、役員会を置く。

2 役員会について必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第9条 法人に、主に経営面を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会について必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第10条 法人に、主に教学面を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会について必要な事項は、別に定める。

(経営協議会と教育研究評議会の合同委員会)

第11条 経営と教学の双方にまたがる重要事項を審議するため、必要に応じ、経営協議会と教育研究評議会の合同委員会を設置することができる。

(委員会)

第12条 法人に専門的事項について審議するため、各種の委員会を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(学外有識者会議)

第13条 法人に、法人の運営全般に関する学長の諮問機関として、学外有識者会議を置く。

2 学外有識者会議について必要な事項は、別に定める。

(総合戦略会議)

第13条の2 法人に、法人及び滋賀医科大学の発展に必要な戦略を立案するとともに、策定された戦略を推進する機関として、総合戦略会議を置く。

2 総合戦略会議について必要な事項は、別に定める。

(副学長)

第14条 学長は、副学長を指名することができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長の任期は2年以内の学長が定める期間とする。ただし、理事が兼ねる副学長の任期は、理事の任期と同一とする。

(学長補佐)

第15条 学長は、特命事項について担当する学長補佐を指名することができる。

2 学長補佐は、「学長補佐(〇〇担当)」として発令し、任期は学長が定める期間とする。

(副理事)

第16条 学長は、理事の下に副理事を置くことができる。

2 副理事は、理事を補佐するとともに、理事の命を受け業務を処理する。

3 副理事は「副理事(〇〇担当)」として発令し、任期は学長が定める期間とする。

(職員)

第17条 法人に、第2条に規定する役員以外に教員、事務職員、技術職員、教務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職員の採用、退職、給与、服務、安全衛生等については、別に定める。

(事務組織)

第18条 法人に、法人に関する事務を処理させるため、事務局を置き、事務局に総務企画課、人事課、施設課、施設課環境安全推進室、研究推進課、会計課、クオリティマネジメント課、病院経営戦略課、医療サービス課、医務課、学生課、入試課、情報課及び国際企画室を置く。

2 事務組織について必要な事項は、別に定める。

(室等)

第19条 法人に、特定の業務を行わせるための組織として、次の室等を置く。

- (1) 監査室
- (2) 国際交流センター
- (3) 研究活動統括本部
- (4) 先端医学研究機構
- (5) 男女共同参画推進室
- (6) 地域医療教育研究拠点
- (7) 情報総合センター
- (8) 教育推進本部
- (9) IR室

2 前項各号に掲げる室等は、当該室等の規定に定めるところによる。

(情報の公開)

第20条 法人の運営及び業務に関する情報は、国立大学法人法の趣旨に基づき、公開を原則とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月28日から施行し、平成24年9月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

2 国立大学法人滋賀医科大学情報収集分析室規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。

2 国立大学法人滋賀医科大学研究活動推進室規程（平成20年1月23日制定）は廃止する。

3 国立大学法人滋賀医科大学産学連携推進機構規程（平成20年9月25日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。